平成２２年（フ）第１２号
和歌山市木枕491番地の14
債務者　奥田　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
和歌山市野崎191番地の６　セジュール紀ノ川Ｉ102号室
債務者　井上　裕司
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２号
和歌山市杭ノ瀬333―27　広田マンション102号、住民票上の住所和歌山市田尻245番地の７
債務者　濵川　明美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
和歌山県岩出市根来100番地の５　201号
債務者　浜崎　美幸（旧姓長手）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮543番地５
債務者　杉本　憲俊
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟613号
債務者　安達美代子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６号
名古屋市南区砂口町172番地の１　ソレイユ砂口203号
債務者　乗本　優香
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３号
名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町１丁目34番地の２　エミナンス弥富ケ丘Ｂ棟202号
債務者　新美米穀店こと　新美　陽之
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４号
名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町１丁目34番地の２　エミナンス弥富ケ丘Ｂ棟202号
債務者　新美多香子こと　新美たか子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５号
名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町１丁目34番地の２　エミナンス弥富ケ丘Ｂ棟202号
債務者　新美有里子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０９号
名古屋市緑区青山４丁目430番地
債務者　川上　全士
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５０号
愛知県知多市八幡字北屋敷１番地の１　ピボットマンション八幡205
債務者　石川　康正
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７９号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟605号
債務者　鈴木　昌代
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８１号
名古屋市昭和区出口町１丁目18番地の４　メゾン・ド・ピエール110号
債務者　各務　清美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８２号
名古屋市緑区亀が洞３丁目220番地　ペルレ201号
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１９号
名古屋市中川区畑田町２丁目４番地　市営畑田荘８棟503号
債務者　榎本　伸作
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９０号
神戸市東灘区深江浜町80番地　第一交通株式会社寮
債務者　平田　年彰
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部